

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和7年9月1日	株式会社ネクストビジョン(法人番号9120101058594)代表者 村山 純平	大阪府堺市南区和田535-2	堺営業所	大阪府和泉市伏屋町1丁目6-14	輸送施設の使用停止処分(50日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和6年10月3日及び令和7年1月30日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。9件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(以下「乗務時間等告示」)の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)乗務時間等告示なお書きの遵守違反(一運行の勤務時間)(安全規則第3条第4項)、(3)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(4)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(5)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(6)運行指示書【作成、指示又は携行の義務違反】(安全規則第9条の3第1項～第3項)、(7)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)、(8)指導監督告示による運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存【記録】(安全規則第10条第1項)、(9)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)	5	5
令和7年9月2日	神商株式会社(法人番号9140001008326)代表者 安田 貴詮	兵庫県神戸市中央区港島7丁目14番地1号	本社営業所	兵庫県神戸市中央区港島7丁目14番地1号	輸送施設の使用停止処分(30日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和6年10月24日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。4件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(3)(4)運転者等台帳【作成】【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)	3	3
令和7年9月4日	株式会社楠公運送(法人番号9122001015683)代表者 寺本 浩治	大阪府四條畷市南野1-1527	本社	大阪府四條畷市南野1-1527	輸送施設の使用停止処分(20日車)	貨物自動車運送事業法第9条第1項	令和6年11月8日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。10件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【自動車庫庫の位置及び収容能力違反】(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(2)過労運転の防止措置義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(3)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(4)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(5)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(6)(7)運転者等台帳【作成】【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(8)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)、(9)指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)、(10)運行管理者補助者の要件違反(安全規則第18条第3項)	2	2

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和7年9月8日	株式会社池田運送(法人番号6122001022542)代表者 池田 一也	大阪府八尾市西久宝寺694番地2号	本社	大阪府八尾市西久宝寺694番地2号	文書警告	貨物自動車運送事業法第15条第4項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(放置行為)が過去1年以内に3件に達した。(1)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
令和7年9月18日	株式会社ユービーエム(法人番号2140001070679)代表者 上田 昌弘	兵庫県西宮市今津出在家町9-20	西明石営業所	兵庫県神戸市西区森友4丁目88	輸送施設の使用停止処分(10日車)	貨物自動車運送事業法第9条第1項	令和6年11月13日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【自動車庫庫の位置及び収容能力違反】(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(2)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第10条第1項)、(3)指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)	1	1
令和7年9月22日	株式会社 グローリー(法人番号7130001062458)代表者 高橋 良太	京都府京都市山科区東野中井ノ上町9番地の38	本社営業所	京都府京都市伏見区淀生津町674番、658番、663番、671番	輸送施設の使用停止処分(10日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和6年12月12日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	1	1